

氷見市農業委員会 定例総会議事録
(令和7年度5月度)

- 1 日 時 令和7年5月1日(木)
開会：午後3時00分 閉会：午後3時40分
- 2 場 所 氷見市庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員 12名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 11番 森 久志
13番 山本 善榮 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 3名
5番 平井 清一 12番 高木 良治 14番 浮橋 勉
- 5 議 題 第1号議題 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取について 44件
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件 1件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 2件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について 1件
- 6 出席した事務局等職員 2名
局長 中川 道郎 主査 川上 一弘
- 8 総会の概要
はじめに、会長挨拶後、農業委員会憲章の朗読を宮木委員の主唱により、全員で唱和。
会長が議長として進行し、在任委員15名中12名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告した。
議事録署名委員として、**委員、**委員を指名。
- 議長 第1号議題 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取44件について、議長が事務局に説明を求めた。
- 事務局 (中間管理機構から意見照会があった利用権設定について、事務局が44件の借受人と所在農地、面積を説明した。)

議長 事務局説明後、議長が意見を求めたが、委員からの意見が意見や質問が無かったことから、承認した。

議長 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件1件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 (事務局が説明)

議長 事務局説明後、議長が意見を求めた。

【委員】 申請地の場所は位置図ではどこですか？
【事務局】 ————の———の前です。一団の農地ではありません。
【委員】 わかりました。

議長 議長は、他に意見がなかったため、第2号議題を許可することとした。

議長 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件2件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 (事務局が説明)

議長 先般4月24日に行われた**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、**委員に報告を求めた。

両国委員 隣接地との境界が確定されており、排水路や周辺農地への影響に問題がないことを確認してきたことと、土地改良区からの同意も得られている旨の報告をした。

議長 **委員から報告を受け、議長が委員に意見を求めた。

【委員】 ————の申請地は住宅敷地の一部なのですか？
【事務局】 すでに住宅敷地の一部となっていて、今回の申請では始末書が添付されています。
【委員】 わかりました。

議長 議長は、他に意見がなかったため、第3号議題について、原案のとおり、許可相当の意見を付して県へ進達することとした。

議長 第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について、事務局に説明を求めた。

事務局 本件は、氷見市長より諮問があり、本総会において審議し答申する旨と、
農用地利用計画の農用地区域からの除外願 1 件を説明した。

議長 先般 4 月 24 日に行われた現地調査について、** 委員に報告を求めた。

** 委員 周辺農地への悪影響はなく、特に問題とするような内容はなく、除外は
やむを得ないものであると判断している旨を報告した。

議長 ** 委員から報告を受け、議長は、委員に意見を求めた。

(意見や質問なし)

議長 議長は、意見がなかったため異議等がないと認め、第 4 号議題について、
変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとした。
以上で氷見市農業委員会 5 月度定例総会を終了とした。

氷見市農業委員会総会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 1 日

議 長

署名委員

署名委員